

平成25年白老町議会議会運営委員会会議録

平成25年 7月29日（月曜日）

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 3時55分

○会議に付した事件

協議事項

1. 全員協議会の開催について
 2. 白老町議会会議規則の一部改正について
 3. 白老町議会の議員の派遣に関する要綱の全部改正について
 4. その他
-

○出席委員（7名）

委員長 大 淵 紀 夫 君

副委員長 本 間 広 朗 君

委員 吉 田 和 子 君

委員 西 田 祐 子 君

委員 小 西 秀 延 君

委員 山 田 和 子 君

委員 前 田 博 之 君

副議長 及 川 保 君

議長 山 本 浩 平 君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 岡 村 幸 男 君

主 査 本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（午後 3時00分）

○委員長（大淵紀夫君） 本日の協議事項ですけれども、記載のとおり第1項目めからは入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、局長から全員協議会の開催の内容について説明をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） 1つ目の項目です。全員協議会の開催協議についてであります、資料1をご覧ください。浄水場の第三者委託、法廷委託の実施についてということで、水道法の定めによる委託制度の説明を行いたいというものでございます。平成26年度からの事業実施に向けて、水道事業会計予算において債務負担行為等の議決を要するため、事前に制度の概要を承知いただくものということでございます。水道法における第三者委託ということなのですが、水道法第24条の3に基づく第三者委託ということでございまして、いわゆる手足業務というのでしょうか、今やられていますような一部の業務を委託するというのではなくて、浄水場の管理全般を行わせるという、そういう内容であります。これは水道法の規定に基づいて委託したいという、そういう内容というふうに聞いてございます。全員協議会の開催日時ですが、町側としては9月定例会の前に説明したいということでございますので、開催日時につきましては、現在の特別委員会については8月26日を予定してございますので、この終了後に全員協議会を開催することとしてはどうかと、こういう内容でございます。

以上でございます。

○委員長（大淵紀夫君） 全員協議会の内容及び日時について説明がございましたけれども、これについて質疑のございます方どうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 当日説明あると思いますけれども、2点ほどお聞きしたい。これは全般の管理ということですから、水ですから命にかかわることなのだけど、その辺についての説明と、それを当然委託制度ですから、現体制等と全部管理したことによつての対費用効果の部分についてはちゃんと当日出てくるのかどうか。その辺は局長聞いていますか。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） 1点目の水ということで、町民の皆さんの安心・安全が当然かわるということでございまして、担当課としては、まず当初は委員会での協議ということもあつたのですが、これはやはり議員の皆さんに全て説明する必要があるということで、全員協議会の開催を考えているということでございます。その点で説明があるというふうに思われます。

2点目の現体制と全面委託、法廷委託に伴う金額的なことも含めてのお話になるかと思えますけれども、それにつきましては、事前に私のほうからも、そういう資料での説明も必要だということはお話をしております。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） それでは、全員協議会につきましては、8月26日、特別委員会終了後に行うことにいたしたいと思います。

次に、2点目ですけれども、会議規則の一部改正についてでございます。資料2をご覧くださいと思います。

局長、説明をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） 資料2をご覧くださいと思います。これにつきましては、主な内容について書いてございます。大きく今回見直しがされているのは、昨年の地方自治法の改正によりまして、法律上は本会議において公聴会、それから参考人制度ができる形となっております。これは、昨年もそのような形でご説明しておりますが、これを本町の議会において導入するかどうかという議論は今後ということになってございました。ただ、もう既に1年経過するような状況にありますので、改めてこれらを整理して出ささせていただいております。

資料2の1ページですけれども、ここで実は昨年も話しておりますが、通年の会期制度の創設に伴いまして、標準会議規則を直すということになっております。これは全国議長の参考例なのですが、この資料は改正案、それから現行全国議長の参考例、地方自治法の改正の内容、備考という形で書かれておりますけれども、整理しております。その中で、102条が法律上定例会の回数を規定しているものです。それから、102条の2で新たに通年会期が導入されたということでもあります。通年会期制をとるのであれば、議会条例や会議規則の条文を全国議長の参考例では削除していいのではないかと、そういう内容になっています。ただし、これにつきましては、うちあくまでも通年議会ではあるのですが、102条の2の規定に基づく通年会期としてはとっていません。あくまでも定例会を1回という形でやらせていただいておりますので、これらについては改正しないという整理をさせていただきました。

それから、次の第2章の一事不再議の件でございます。これは、当初からうちのほうも一事不再議の件については通年議会を導入するに当たって、事情変更ということを通して、会期中に事情変更があったというときには、もう一度議会に議案を提出できますよという、こういう形で書き込んでおります。ここも実は整理がされていまして、事情変更が現行あったときはというものを、あったと認められるときはという、そういう規定に直してございます。これは事情変更の原則の適用については、いわゆる客観的事実を基とした政治的判断ということがあるということですから、あったときはということではなくて、あったと認められるときはという、そのような文言に直っておりますので、ここを改正したいということでもあります。

次の2ページを見ていただきたいのですが、第11条の関係です。これは、修正動議、発議の手続について、引用の規制が法第115条の2が法第115条の3に変わったというもので、これは直すということでございます。

次に、60条の規定です。発言の取り消しまたは訂正ということでございます。ここは通年会期制になったことによって、通年会期であれば会期中何回も発言の訂正ができるということになれば、議事録が精査できなくなるということがありまして、いつまで申し出すことによって訂正できるのかという、そういう直し方をする必要のあるということでもあります。現行の会議規則60条は、議員はその会期中に限り発言の訂正等ができるという内容になっておりますが、

そこを会期中という限りを取りまして、「議員は、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、」という形に直ると。ただし、2項を設けると。では、いつまでにとということがございますので、「議員は、前項の許可を得ようとするときは、発言のあった日の属する会議を閉じて休会するまでに、議長に申し出なければならない。」ということで、従前の会期中に限りという考え方と同じ考え方で整理をさせていただいているということでもあります。

それから、次に公聴会の関係でございます。自治法の改正欄を見ていただきたいのですが、公聴会の参考人ということで、第115条の2という規定がございます。これが新たにつけ加えられた条文でございますが、115条の2につきましては、「公聴会を開き、真に利害関係を有する者等から意見を聞くことができる。」とこのような規定になってございます。それから、2項につきましては、「参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」ということで、本会議においてどちらも公聴会、参考人の制度が導入されたということでございます。現在委員会のほうは、委員会条例に基づきましてこれらができることになってございますが、本会議においてもできるということになりましたので、公聴会の開催手続等の規定を入れる必要があるということで、提案をさせていただいております。

第13章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第99条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめの理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第101条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第102条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第103条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第104条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

ということで、ここまでが公述人の関係でございます。

続いて、参考人の関係です。

第14章 参考人

(参考人)

第105条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第102条、第103条及び第104条の規定を準用する。

ということで、これは先ほどの発言、公述人の発言、質疑、文書によるもの、これらを準用するというところでございます。

それから、従前第13章は会議録であったものが15章に変わると。2章ずつくり下がっていくということの改正であります。

以上、今回会議規則の改正を行おうというものでありますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から説明がございましたけれども、本会議で公述人、参考人呼べるということです。まずこれについての質疑を受けたいと思っております。質疑がございましたらどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 3ページの公聴会の第99条わかります。第100条、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならないと、これは全町で議会で公聴会を開催できますということのはわかるのだけど、今度これ案件によって公聴する対象違ってくると思うのだけど、100条では、逆に議会が公聴会開きますとこう言っているながら、今度意見述べる人は文書で理由とか案件に対して賛否言えということとはなかなか、この小さなまちでは公聴会を開いたといっても、なかなかこういうことを規定されれば厳しい部分あるし、変な言い方だけど、議会が仮に公聴会開くと言っているのに、来てもらう人こういうことまで義務づけした場合に、開かれた公聴会になるのかどうか。その辺の勉強はしていませんから、趣旨というか法の逐条がちょっと理解までしていませんけど、その辺どうなのですか、これ。言葉で言えば、議会が公聴会開くと。来る人はこういうこと後発的というか、逆に議会が意見聴こうとしているのに、従来から見れば参考人の関係であれば、ある程度来やすく、こういうことまでになるとなかなか小さなまちの中では、こういうことができる人もいないと思うのだけど、その辺はどうなのでしょう。局長のいろいろ解釈、勉強している範疇で結構です。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） 内容について、公聴会の開催ですから、今前田委員の言われたように、幅広く意見を聞くという、そういうものもあるかと思うのですけれども、当然公聴会を開くということになれば、その案件に対して賛成反対という、そういう意見をお持ちの方がいるということなのです。ですから、その案件に対して賛成の方だけを呼ぶということにもならないと、偏ってはならないということがあります。それと、やはり趣旨を明確にさせていただいて、例えば何人も来られた場合に、何人も聞くのかということになると、それも人数も偏らないように制限をするということが出てくるということで、それでかなりそういう部分では、今言われたような制限的にはなるかもしれないのですけれども、一定の整理をした上での公聴会の開催ということがどうしても必要になるということだと思います。それで全国議長会の参考例もこのような記載、参考例になっているというふうに思います。

○委員長（大淵紀夫君） 公聴会の場合は、多分賛否を明確にして公聴会を開くということだと思います。賛成者、反対者どちらでもいい人は公聴会には参加しないという、私はそういう認識しております。ですから、賛否が初めからもう明確になっていて、これはただ手続上の問題でこうなっているのだと思います。賛成の意見と反対の意見を聞くということです。初めから。西田委員。

○委員（西田祐子君） 民の会の西田でございます。そうしましたら、101条のところで、公述人の決定というところで、賛成意見、反対意見、両方揃わなければ公聴会は開けないというふうに理解してよろしいのでしょうか。そういうことで間違いはないのでしょうか。そうしたら、例えば反対者ばかりとか賛成者ばかりしかいないときには公聴会は開けない、そういうことです。それでは公聴会にならないということ。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） 実は、そこは詳しく書いていないのです。賛成者ばかりだったらやらないという規定にはなっていないですし、反対者ばかりだったらという、そういう規定にはなっています。ただ、そこは議会の判断だと思うのです。案件に対して、いわゆる公聴会を開くか開かないかという、まずそこから始まるのです。ですから、それは議員の皆さんが、それを開く必要があるだけの、いわゆる賛否が分かれる、そういう公聴会を開かなければならない案件かどうかということの判断、そこから始めていただかなければならないということでありまして、何でもかんでも公聴会を開くということではなくて、その案件によって非常に町内の中で意見が両方に分かれるような案件に対しては、やはり公聴会ということは、きちっと意見を聞くという手続きでございますので、必ずやらなければならないということではないということです。ただ、今言ったように、それらの案件に対しては、まずそういうことは、基本的に公聴会を開くということは想定していないと。いわゆる賛成の声もあるし、反対の声もあると。そういう中で公聴会を開きましょうという、そういう内容だということです。

○委員長（大淵紀夫君） 西田委員。

○委員（西田祐子君） 議会が公聴会開きますと、賛否両論あるということでやろうとしたけれども、片方しか意見がない場合には開けないと理解していいですか。それでも議会の判断と

して、そちらの片方の意見しかないけど、とりあえず公聴会やりましょうということもできるのかできないのか。その辺がどうも曖昧な聞こえ方だったものですから、もう一度済みません。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） まず議決で開くことを決めますので、それは開きます。公示しますので、やるということ決めてやるわけですから。ですから、賛成の人が誰もいませんとか反対の人が誰もいませんという想定は規則上にはないです。だから、やるということです。開くということをやまず公示します。その上で賛成者と反対者がいたら、それは偏らないように選びますということなのです。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 議会の議決で決めるとなっています。その前段の発議はどうなるのですか。議運の中の諸事項になっているのか、あるいは普通の2人以上の賛成者がいればできるのか。そこら辺、正直な話、案件とか呼ぶ人によっては、政治的な混乱を招く場合に、議会でも賛否のとり方と発議の仕方、その辺はどうなってくるのか。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） あくまでも公聴会を開くか開かないかというのは議決ということですから、議案として上げるということですから、基本的に議員皆さん発議することは可能です。12分の1以上の発議でできるという形になります。ただし、発議しても議決にはならないということになりますから、ですから、一方でやはりこれは全体の合意でやるということになれば、やはり議会運営委員会にきちっと諮った上で公聴会を開催するか、参考人を呼ぶかということは、前段その中できちんと決めていかれたほうがよろしいかと思います。

○委員長（大淵紀夫君） この問題、資料2、3につきましては、各会派に持ち帰っていただきまして十分議論の上、次回の会議で全体の合意ができれば決めたいと。9月会議にかけるということを前提に日程を取ってそのような形で進めたいと思います。よろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、この公聴会を中心とした問題につきましては、各会派で十分ご議論いただいて、次回に決定していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に3点目、議員の派遣に関する要綱の全部改正の部分について。資料4を皆さんお聞き願いたいと思います。

局長の説明をいただきたいと思います。

○事務局長（岡村幸男君） 資料4でございます。議会の議員及び委員の派遣に関する要綱ということで、従前の議会の議員の派遣に関する要綱を全部改正して整理をさせていただきますという内容であります。これは、昨年も一度このような形で整理をしたものを皆さんにお配りしておりますが、実際に中身までの議論にはなってございませんでしたので、改めて整理したものをもう一度出させていただきます。現行の議員の派遣に関する要綱につきましては、議員派遣と委員派遣の整理をきちっと行う必要があるのではないかとということが1点。派遣の範囲の整理も行う必要があるのではないかとということがもう1点。それから、派遣の手続きの整

理をする必要があるのではないかということがもう1点でございます、それらの整理をしたというふうに事務局では捉えております。

資料4の5ページの次に新旧対照表をつけてございますので、そちらを説明させていただきたいと思っております。現行と改正後のほうに書いてございますとおり、白老町議会の議員の派遣に関する要綱というふうになっておりますが、これは白老町議会の議員及び委員の派遣に関する要綱ということで直させていただきたいということでもあります。議員派遣と委員派遣があるということでもありますので、2つのものを整理したらこのようになるということで、趣旨規定ですけれども。会議規則の104条の規定による議員の派遣、これがいわゆる議員派遣です。それから、白老町議会委員会規則第18条の規定による委員の派遣、これを委員派遣ということで整理をして、これらに必要な事項をこの要綱は定めるのですと、こういう規定に直しております。

それから、派遣の目的、第2条ですが、この派遣の目的という規定ですけれども、中を読みましたら、最終的に議員の住民の奉仕者としての自覚と見識を高めて町政の発展に寄与すること目的とするということもございますが、これからは既に派遣をする目的そのものが、そういう考え方で整理されておりますので、いわゆる目的規定として置く必要がないということで、ここは削除させていただきたいということでもあります。

次に、派遣の区分です。派遣の区分につきましては、現行は先進地視察、現地調査、公益に関する出張、研修会等への参加となっております。それから、委員会が行う派遣はという次のページを見ていただきたいと思いますので、2ページ、第3項で、委員会が行う派遣はおおむね次のとおりとするということで、委員会の付託事件の審査又は調査のために必要な現地視察、2号が所管事務調査の一環として必要とする現地調査、3号が委員会に与えられた特定事件についての調査推進のための現地調査というような書き方と、最後に議員としての資質の向上を図るための先進地視察、これが委員会の関係です。それから4項が、議員が行う派遣は、資質向上のための政務調査とし、議員単独または複数により行うことができるという書き方になっております。それから、先ほどの1項第3号の公益に関する出張はおおむね次のとおりとするというふうになりまして、行政に関する振興等の全国及び全道大会へ参加するための出張。それから、意見書を行政庁へ提出するための出張というような形で、実は何項かに分かれて書かれているのです。派遣の区分自体が、これを整理させていただきました。派遣の範囲は、議員派遣は、おおむね次のとおりとするということで、1号として、他団体が主催する行政事務及び議会の制度運営等に関する研究、研修を目的とした会議への参加（特定の政治団体が主催するものを除く。）、2号、他の地方公共団体等の地方行政又は議会の制度運営等に関する調査のための派遣というふうに整理しました。それから、3号は、他団体が主催する行政事務及び議会の制度運営等に関するもので執行機関と共に行う要請活動のための会議等への参加、4号が、議会の議決等に基づく意見書又は要望等の要請のための派遣、5号が、国、北海道、市町村又は公共的団体等の主催する式典及び大会等への参加（議会に対して出席要請があるものに限る。）、6号が、町長から要請のある陳情、要望活動及び現地視察等への参加、7号が、姉妹都市提携等を行っている市町村（外国を含む。）の招聘による訪問又は定期交流による訪問、8号が、行政事務における政策課題又は議会の制度運営等の課題を議員自らが調査研究する政務

活動のための派遣（以下「政務活動」という。）ということで、まず議員の派遣する形態をこの8号に分けて整理をさせていただきました。

次に、旧2項の部分ですが、委員会及び議員により行うことができるものとなっておりますが、これは委員外議員の派遣についての規定だと思っておりますが、これについては現在では委員外議員はいらっしゃらないので、これは削ることにしています。

それから、旧3項、委員会が行う派遣ということですが、これは2項にしまして、委員派遣は、おおむね次のとおりとするということで、1号、委員会の付託事件の審査又は調査のために必要な現地派遣、2号が、所管する行政事務に関する調査、議案、陳情等の審査のために必要な現地派遣、3号は、特定事件について委員会付託となっておりますけれども、これは所管として解されるので、整理した上で削除です。3号として、所管事項に関する全国大会、全道大会への参加、4号として、公聴会による意見の聴取のための派遣、5号として、委員会の所管事項に関わる先進地視察ということにしています。

それから、旧4項ですが、議員が行う派遣は、政務調査とし、単独又は複数により行うことができるものとなっておりますが、これは改正後の2条第1項第8号に政務活動を規定しましたので、ここは必要がなくなると。単独または複数の議員による調査は、改正後の第5条に規定しますので、ここにいらなくなるということでございます。

それから、旧5項の部分ですけれども、これは削除です。それぞれ改正後の2条第1項第5号と同条2項第3号に規定しました。それから、意見書を行政庁に提出するための出張については、改正後の2条第1項第4号に規定しましたので、これらについては整理をしましたので、ここは削除するということになります。

それから、派遣の実施で第4条あるのですが、派遣はそれぞれ必要の都度、事前に議長と協議の上行うものとする。これは改正後第3条の手続き規定で網羅されますので、この規定はいらなくなるということでもあります。

次、派遣の手続きでございますけれども、第5条では、派遣を実施しようとする委員会及び議員はという形で書いているのですが、ここはもう派遣の手続きは議員派遣の手続きと、委員派遣の手続きは分けました。3条と4条で分けています。まずここは、議員派遣の手続きです。議員派遣は、議長が議会運営委員会に諮り、議会の議決により決定するというもので、まずそういう形でおきます。ただしということで、休会中又は緊急を要する場合は、議長において議員派遣を決定することができるという規定にしてあります。これは従前と基本的にかわっておりません。議長は、前項ただし書の規定に基づき議員派遣を決定する場合は、第2条第1項第5号に規定する議員派遣を除き、これは国ですとか北海道、市町村または公共的団体との主催する式典及び大会等への参加という部分です。第2条第1項第5号に規定するのは、これを除いて、ほかのものは議会運営委員会に諮り議員派遣を決定しなければならないと。ただし、議会運営委員会に諮る暇のない場合は、議会運営委員長と協議して決定するものとするということで、これは従来のをきちっと整理したものであります。それから、3項ですけれども、第2条第1項第8号の規定に基づく政務活動、これ議員の皆さんが8万円の旅費で行くものがありますが、議員派遣の決定を受けようとする議員自らが、その調査事項、目的、目的地、日

時、旅行行程及び経費等を記載した派遣申請書を議長に提出しなければならないという形にしております。

それから、委員派遣の手続き、第4条ですが、委員派遣を行おうとする委員会は、委員会の会議において委員派遣を決定することになります。2項ですが、委員派遣は、その調査又は審査事項、目的、目的地、旅行行程及び経費等を記載した派遣申請書を、あらかじめ議長に提出し、承認を受けなければならないというふうにしております。

第5条ですが、政務活動の合同派遣です。複数で行かれる場合があるということですので、政務活動は、複数の議員により合同で行うことができるという規定を置いてございます。

それから、第6条ですが、事前調査等です。派遣される議員及び委員は、その派遣の目的に沿った効果が最大限に現れるよう事前調査等を行わなければならないというふうに規定を直してございますが、従前の規定は、現れるよう予備調査、共通理解及び役割分担などの事前調査等と、事前調査の内容を書いているのですけれども、これは最大限に現れるよう事前調査等を行わなければならないというように整理をさせていただきました。

それから、事前公表です。第7条、第3条及び第4条の規定により派遣申請書が提出されたときは、議員派遣、委員派遣でございますが、その調査等の内容を事前にホームページ等で公表しなければならないということで、基本的には条文はそれほど内容かわってございません。

それから、第8条です。政務活動の結果報告及び公表です。議員は、政務活動を終了したときは、その調査等の派遣結果を派遣結果報告書により速やかに議長に提出しなければならないということにしています。それから2項が、議長は、前項により提出された派遣結果報告書をホームページ等で公表しなければならないというふうに直しております。

委員派遣の結果報告及び公表です。第9条に分けています。委員（委員派遣に同行する議長含む。）は、委員派遣を終了したときは、その調査等の派遣結果を派遣結果報告書により、速やかに議長に提出しなければならない。2項、3項同じです。議長は、前項により提出された派遣結果報告書をホームページ等で公表しなければならない。それから、3項、委員長は、委員派遣を終了したときは、次の定例会議において、その派遣結果を報告しなければならない。

派遣に要する経費ですが、議員派遣及び委員派遣という言葉に直しております。

第11条、その他ですが、議員及び委員の派遣に関し必要な事項は、議長が別に定める。そのように整理を一度させていただきました。

以上であります。

○委員長（大淵紀夫君） ただいま局長から説明がございました。質疑がございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） なければ、2番目の会議規則の一部改正と同じように、各会派に持ち帰ってご検討願うというふうにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、そのような形で、次回の議会運営委員会でそれぞれの結論を出していきたいというふうに考えておりますので、各会派で十分ご議論を願えればというふうに思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） これは、次のときまでに会派でまとめてくるというのはわかりましたけれども、ここに派遣に関する要綱と書いていますけれども、委員会で行く所管事務調査以外で議員個人とか、会派で行くのは全部旅費規定がもとになっているのです。その内容はかえないうで、こちらだけかえるというふうに理解してよろしいですか。旅費規程のほうも、必要ならばかえるということは考えられますか。

○委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） 旅費の規定自体をかえるという予定はございません。議員の皆さんがそれをかえるということであれば、それはそういう内容で議論していただければ、事務局としては案を出す形になりますけれども、今はあくまでも議員の派遣に関する要綱を少し整理させていただきまして、議員及び委員の派遣に関する要綱に直して、派遣する範囲とか、手続をもう少しきちっとわかりやすいように直したということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（西田祐子君） 必要があれば、それも含めて考えていいというふうに理解してよろしいですか。

○委員長（大淵紀夫君） 議会のものでありますから、議会でこういうふうにかえたほうがいいのかというご意見があれば、それは議会運営委員会で当然取り上げて、かえる必要があればかえるということでもあります。今回はそういうことがかかわっておりませんので、派遣に関する手続き上の問題のご意見としてたくさん出ましたので、それを全部整理したということでございます。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） なければ、その他について入りたいと思います。

局長のほうからその他1点目をお願いします。

○事務局長（岡村幸男君） レジュメには書いておりませんが、9月会議の関係でございます。9月会議の一般質問でございますが、現在特別委員会で町の財政健全化に関する調査を進めておりますが、この財政健全化に関する調査項目の中には、かなりの多くの行政課題が入っております。例えば、町立病院の方針、それから、バイオマスの関係、そのような町の大きな課題等もその中に含まれているということでもありますので、従前の申し合わせであれば、特別委員会に審議されている案件については、一般質問ができないという申し合わせでございますが、その申し合わせのとおりいきますと、9月会議の一般質問自体が、それらの項目がまったくできなくなるということでもあります。それで、実施的には特別委員会ではまだそれぞれの項目に対する審議は進んでおりません。町側から今の段階ではあくまでもスケジュールですとか、どういうものが行政課題になっているかという、そういう説明をいただいている状況であります。さらに、特別委員会の今後の進み方を考えますと、事務事業の見直しについては、8月の中旬には、町のある一程の方向性は示すということになっておりまして、具体的なやはり大きな課題等についての方向性が特別委員会の中で議論されるというような状況までなっていないと。それから、8月29日が一般質問の締め切りになってございます。そうしますと、今の段階では、

やはり一般質問に何らかの制限を設けることが必要なかどうかということは、きょうの議運の中で議論をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大淵紀夫君） 実際には、特別委員会小委員会も開きましたけれども、8月のお盆が明けなければ実質審議に入れられないという状況でございます。そういう中で、実質審議に入っていないものまでもが一般質問ができないというのは不合理ではないかということもございませぬ。この件につきまして、もし何かご見解がございましたら、議長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山本浩平君） その件については、それぞれ各議員質問する権利というのは持つてございますので、おくらしているというのは決して議会サイドの問題ではないということもありますから、これについては皆様方のご意見を伺いたいと逆に思っております。私がこうしたほうがいいのかというのは、持ち合わせてございませぬ。

○委員長（大淵紀夫君） 私がなぜ聞いたかということ、議長の権限というのは非常に大きいですから、こういう大きな問題については一応決まりがございませぬから、最初に議長のご見解を賜って、その上で皆さんの合意が達すれば、それで結構だということでございますので、各委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。ご質疑のございませぬ方はどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今局長のほうからいいこと提案されまして、また議長からも、大まかな話ありましたけれども、私は、今回に限って、特別委員会ああいう目的になっていますけれども、具体的に焦点が絞られていません。そういう中で、方向性は見えていますけれども、今の時点ではまったく委員会でもやっていませんし、町からは行政課題出していますけど、これからこれとこれをやりますと特別委員会でしぼっていませんし、ぜひそれぞれ議員さんもテーマを持って質問している人もいますから、そういう流れの中にもあると思いますし、それと、特別委員会をつくった経緯を見ると、これだけ財政厳しくなっているいろんな問題になっているのに、特別委員会ができて、ある程度焦点しぼられて具体的に議題に入っているなら別ですけども、入っていない中で9月に仮に町がこの行政課題1、2、3、4、5出していますけれども、そのことについて9月議会まるっきり誰も質問しなかったというのは、逆に摩訶不思議ではないかと私は思うのです。ですから、ある程度核心に特別委員会が入っていませんので、ある程度大きな方向で質問させてもらったほうがいいのかと思います。町民はかなり関心を持っているので、9月にまるっきり行政課題にふれないで別なことを質問したら、議会の存在価値が町民から見たらどうなのかと思いますので、できるのであれば、それぞれの議員の裁量の中で質問させてもらったほうがいいのかと思います。私もできれば、今まで2つほどテーマ、議会で質問していますから、非常に9月、町もそういう方向性でいろんな問題見えてきていますから、したいなと思っています。

○委員長（大淵紀夫君） 当然、実質審議に入っていないわけですから、私は実質審議に入っていない場合は、我々の都合で入っていないわけではございませぬ。町側の都合ですので、私は、一般質問は別に構わないという考え方です。実質審議に入ったらまた別です。きちんとした紳士協定がございませぬから、それはやはり守ったほうがいいのかと思いますけど、まったく実質

審議に入っていないわけですから。こちらの都合で入っていないというものではございませんので、一般質問をしても構わないだろうと、私はそういう考えです。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、実質審議にまだ入っていないということもございますので、当然町民の皆様も事前にあれだけ新聞報道がされているということで関心を持っている中でございますので、実質審議に入っていないものについては、例えば事務事業の改善の部分については8月から入る可能性はございますから、これは8月29日の前に町のほうで開けますとなったら、それは一応ご遠慮願いたいというふうに思います。やはりそこははっきりしてやらないと、曖昧模糊にやるというのは一番まずいですから、実質審議に入ったものについてはやらないというふうにしなから、そういうふうになっていないものについては、一般質問で取り上げるといふことでいきたいと思っておりますけれども。どうですか、議長よろしゅうございますか。

○委員（山本浩平君） よろしいです。

○委員長（大淵紀夫君） それでは、今局長からお話がありました実質審議に入っていないものにつきましては、特別委員会の調査項目に入っているものでも一般質問を認めるというふうにいたしたいと思っております。

先ほどの2つの課題の件ですけど、9月会議の最初の会議というのは29日の議会運営委員会なんですけど、そこまで待つとほとんど会派会議をやってもなかなか大変だということで、できれば5日の週の8、9日あたりで開けないかなと。もちろん会派会議のご都合もございまして、きょう29日ですので、9日は総務文教が入っているそうでございます。8日ということではいかがでしょうか。9日は総務文教常任委員会ですから、8日しかないのです。12日でもいいです。2週間ありますから。十分時間があるから会派会議が十分開けてということにもなりますけれども、余り長く置くと忘れてしまうのです。みんな。それで、なるべく期間を置かないで一度やったほうがいいのではないかと。この部分については結論出したいということで思っております。それでは、12日の10時ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大淵紀夫君） それでは、12日の月曜日に議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。8月12日でございます。

それでは、皆様方からその他について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（大淵紀夫君） それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

（午後 3時55分）